

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

第1 政策戦略本部税務課

監査結果の概要	講じた措置
1 ふるさと納税促進事業 お礼の品の価格について【意見】 鳥取県は、お礼の品を提供する「ふるさと納税パートナー企業」との間に、次の取り決めを行っている。 次のとおり県の負担額を決定する。 ア 一般の品 お礼の品に係る県の負担額は、お礼の品の価格（消費税及び地方消費税並びに東京までの送料を含む）を1.2で除した額以下とする。 ※ 「県の負担額」は、パートナー企業が寄附者へお礼の品をお送りすることに対し、その報償として県がパートナー企業へ定額をお支払しているもの。 ※ お礼の品を伴う寄附金額は1万円以上とし、「県負担額」をもとに1万円単位で鳥取県が決定する。 また、当該県の負担額を0.3で除し、1万円未満を切り上げた金額を寄附金額としている。 例えば、お礼の品の価格が、税込11,000円、送料が2,000円だった場合、県の負担額及び寄附金額は以下のとおりである。 ・ 県の負担額（千円未満切捨て）： $(11,000 + 2,000) \div 1.2 = 10,833 \rightarrow 10,000$円 ・ 寄附金額（1万円未満切り上げ）： $10,000 \div 0.3 = 33,333.33 \rightarrow 40,000$円 ※ <u>お礼の品の価格を1.2で除す主旨は、県外の方へ、鳥取県ふるさと納税受付サイトや県が作成・配布するふるさと納税PRパンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできるため、パートナー企業にもメリットがあることから、お礼の品の価格の一部をパートナー企業に負担してもらう。</u> <u>お礼の品の価格については、募集要項には特段の定めはないため、パートナー企業が「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」により申請した金額が採用される。</u> ここで、お礼の品の一覧を入手し、お礼の品の価格をサンプルでパートナー企業の自社ホームページ・パンフレット等で調べたところ、<u>自社ホームページ・パンフレット等で販売されている金額よりも高い金額でお礼の品の価格として県に申請している例が散見された。お礼の品の価格を1.2で除したとしても、自社ホームページ・パンフレット等での販売価格を超えていた例があった。</u> については、以下のような問題点が考えられる。	お礼の品は、寄附受領の機会を活用して県内企業から特産品を提供することにより、特産品のPR、ひいては県内産業の活性化につながる取組として、本県から全国へ広がったもの。本県では、ふるさとを応援したいという寄附者の思いを実現するふるさと納税の精神を守りつつ、一貫して節度のある対応と県内産業の活性化に取り組んでいる。 お礼の品の提供は企業のPRにも繋がることから、お礼の品創設当初より企業にも一部負担いただく形で、県は通常の価格より企業負担分を差し引いた価格を県負担額としており、このことは、県負担の抑制にもつながっている。 なお、県負担額は、パートナー企業より申請いただいた金額をもとに決定している。お礼の品提供においては、通常販売している商品と同様の商品を提供している場合だけでなく、ふるさと納税提供用として商品を別途用意（ふるさと納税専用商品・セット、専用パッケージなど）している場合などもあることから、一律で提供価格の根拠資料を求めるかどうかについては、パートナー企業の負担を考慮しつつ、慎重な対応が必要と考える。 令和7年度から、企業から申請されたお礼の品の価格について、市場価格の調査を行うとともに、必要に応じて聞き取り等も行なうなどした上で、企業側で適正価格を設定できるように指導していく。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
1.2で除す主旨は、PRを含んでいるため、一部はパートナー企業が負担すべきという考えに基づくが、その主旨を無効化している。すなわち、<u>特段の理由なく割増していいのであれば、1.2で割る必要がない。</u> パートナー企業間で不公平が生じる。すなわち、募集要項には「お礼の品の価格」に定義がないため、<u>通常の定価しか選択肢がないと考えているパートナー企業もいる可能性があり、情報の非対称性という点で不公平である。</u> <u>したがって、通常の商品のような定価がある品の場合は、定価をお礼の品の価格を基本とすることが望ましい。</u>また、定価としない場合には、その理由を確認することが望ましい（お礼の品は、生鮮食品や宿泊、体験などのように金額が常に変動するような品もあり一律にお礼の品の価格の定義を定めることは難しいと考えられる。）。 ついては、例えば、以下の方法などにより改善することが考えられる。 ○ 「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」に、お礼の品の申請金額と定価との間に乖離がある場合には、その理由を記載する欄を設ける。 ○ 自社ホームページやパンフレット等で売価がわかるものがあれば申請時に要求する。 ○ 「お礼の品の価格」の定義を明確化（定価でなくてもいい旨を記載。ただし、これは1.2で割る主旨に反する）。	

第2 輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課

監査結果の概要	講じた措置
1 （新）とっとりビジネス人材移住拡大事業 「移住支援金求人サイト」の運営について【意見】 鳥取県の人口は減少傾向が続いている中であって、県は人口の減少傾向に歯止めをかけるため、各種取組を展開しており、その一つとして、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した本県への移住定住の促進に取り組んでいる。 令和5年度予算については、これに伴う予算措置として61,500千円が計上されているが、<u>予算執行額としては21,075千円（執行割合34.3%）に留まっており、移住世帯実績は、25世帯（前年度16世帯、前々年度7世帯）</u>となっている。 この補助金の交付要件の一つに、「各県が移住支援金の対象として運営する求人紹介サイト（以下「移住支援金求人サイト」という。）」	令和6年度システム改修前は周知不足に加え、企業による求人情報入力事務が煩雑で作業負担が大きく、また、サイト視認性、操作性が高いとはいえず、求人数、サイト閲覧者とも伸びず、幅広い利用者への波及が乏しかった。 令和6年10月のサイトリニューアル後は、ハローワークの求人票データをサイトに登録することで求人情報の一元化を図り、企業の作業負担を省力化したことに加え、サイト閲覧者の視認性、操作性も改善された。 また、サイトに登録した県内企業の求人情報が民間の大手求人サイト8社で閲覧可能となり、連携する民間求人サイトから、県内企業の求人に応

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
に掲載されている求人であることとあるが、この「移住支援金求人サイト」への掲載法人数の増加や利活用のしやすさも課題となっている。 1年間に同サイトに掲載された求人数は43社115件（そのうち移住支援金対象外の求人が▲1社▲22件）であり、差引移住支援金対象の求人数は42社93件に留まっている。 また、求人数が少ない理由としては、制度の周知（理解）不足とともに、企業にとっては、ハローワークに出す一般の求人票とともに、「移住支援金求人サイト」へも求人票を提出しなければならず、事務が煩雑であることが考えられる。 また、「移住支援金求人サイト」には、移住支援金対象外の求人も含まれているが、その理由としては、当該サイトの目的が、「ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求めるものであり、移住支援金対象の求人に限定したものではなく、企業側から求めがあれば応じる」とのことである。 しかしながら、移住支援金対象外で掲載されているものは、一部企業（1社22件）からのアルバイト等の掲載のみであり、その点についても余り機能していないように思われる。 については、県内企業が利用しやすい、かつ、魅力のある「移住支援金求人サイト」とすべきであり、利活用側双方の声を拾いながら利便性の向上を図られるとともに、移住支援金対象外の掲載についても掲載基準を明瞭に示し、「移住支援金求人サイト」の充実を図られるよう期待する。	募できるため、リニューアル前と比較して県外ビジネス人材からの求人応募件数は増えており、マッチングにつながる可能性が高まった。なお、移住支援金対象外でも、ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める者であればサイト活用可能となっている。 令和7年度においては、リニューアル後のサイトを広く周知し、求人情報の更なる充実とサイト活用を働きかけるため、県内企業への求人掲載促進に加え、他の人気サイト内にあっても埋もれない、充実した求人票作成のサポートを強化し、企業向けの採用力育成セミナーを行う。 また、ビジネス人材に対し、求人票情報にとどまらず、県内就職に向けたイベントの案内等、サイト内で広く県内求人情報を発信する。
3 「ふるさと来LOVEとっとり」関係人口創出事業（とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」事業） ア 業務委託料の確定手続きにおける検査不足【指摘】 関係人口創出の取組の一つで「副業・兼業を希望する都市部ビジネス人材を県内に誘致するため、WEBサイトでの求人募集を行い、希望する県内企業とマッチングを行うもの」として、全国的にも顕著な実績を上げているとしている。 当該事業は、県からA社に対し業務委託が行われており、契約条項によれば、業務完了後に実績報告書を提出させ、これに基づく検査を全て行った結果、合格と認められた場合は、委託料上限額と実支出額とのいずれか低い額をもって委託料の額を確定し、これを受けて、概算払を受けた委託料に不用額が生じる場合は、その不用額を返納させるとしている。	県が事業者等と締結する一般管理費が設定された委託契約においては、従来から契約の前提として提出される見積書において、一般管理費は定率10パーセントを一律に加算しており、これを前提に契約している。よって、実績報告においても同様で、検査も行っていない。この原則に従い、当該委託においても同様の取扱いとしたものである。 一般管理費については定率10パーセントを一律に加算しており、既に検査済のものについては再検査の実施は困難と考えるが、事業実施に必要な経費のうち、一般管理費で賄うことが相当なものについて整理を行うこととする。 なお、令和7年度の委託事業の締結に当たって、一般管理費で賄うことが

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
しかしながら、関係書類を監査したところ、予算額及び決算額には、委託費に係る経費として必要経費が細部にわたり計上されているにもかかわらず、<u>更に、経費額合計に、形式的に「一般管理費10%」が一律に加算されている</u>。また、事務所費としてその使用料、光熱水費、その他事務費まで県が負担しているところであり、更に「一般管理費10%」を<u>加算する理由は、見当たらなかった</u>。 担当課が行った完了検査では、<u>「一般管理費率10%の適否」については、形式的にチェックされているのみで内容等について何ら検証は行われていない</u>。 については、再検査を実施され、その結果に応じて必要な措置を講じられる必要がある。	相当と考えられる経費について整理した上で、見積書を求めることとし、県指導担当課から示される「一般管理費率」の考え方に基づいて適切に執行していく。
イ 県指導担当課からの適切な事務指導【意見】 事業担当課は従前の例として、「一般管理費」は10%であるとの認識（思い込み）があったところであるが、別途、今回監査対象であった別の委託事業費の決算状況を確認したところ、①全ての経費を個別に抽出計上（一般管理費率を使用していない）しているもの、②一部の経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの、③細部にわたり経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの（上記3「指摘」）など区々であった。 これについては、業務内容・業種、委託先等によって委託額の積算方法は自ずと異なるものと思われるが、「一般管理費率」の考え方が、事業担当課に十分に理解されているかどうか懸念されるところであるので、基本的な考え方等について<u>周知徹底</u>を図られる必要があると思われる。	（会計指導課） 次の点が原因である。 ① 契約書に定めた精算方法について担当課担当者及び上司の認識が不十分。 ② 業務内容等に応じた適切な委託金額の積算方法を、事業担当課で十分に検討をしていない。 今後は、次の点について改善を行うこととする。 ① 業種や事業内容等により一般管理費として積算する経費の考え方は異なることから、県全体で統一的な取扱いを示すことは困難。よって、一般管理費について一般的な情報・留意事項等を研修等で周知することにより、各契約内容に応じた適切な取扱いとなるよう促す。 ② 業務実績により額を確定する契約については、契約伺の審査段階で事業担当課に額の確定時の業務経費の確認方法や経費の計上の考え方の確認を行う。
ウ 全県下への利活用の波及【意見】 副業兼業プロジェクトの利活用状況等は、一定の受入人員及びマッチング率であるが、一方で、県内地域別の利活用状況を見ると、地域間格差（受入れ実績企業数の構成割合：東部63.4%、中部13.0%、西部23.6%と西部が低調）が目立つところである。 今後、<u>全県下への利用・浸透</u>を図っていくことが期待される。	当該事業を実施するととりプロフェッショナル人材戦略拠点を県立鳥取ハローワーク内に設置し連携して事業を展開していることから、県立鳥取ハローワークの所在地である鳥取市をはじめ県東部を中心に取組が進められたことが一因と考えられる。 令和7年度当初予算において、県中西部に営業エリアを持つ民間企業に

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
	「週1副社長」の内容やメリットを説明し、週1副社長に対する求人登録を勧める業務を委託する事業を計上した。 今後は、上記の事業を着実に実施するとともに、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点も県中西部の企業により一層アプローチする。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

第3 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課

監査結果の概要	講じた措置
1 (拡充) がんばる地域支援事業(中山間地域買物支援事業費補助事業) ア 間接補助における添付書類の確認【意見】 中山間地域買物支援事業費補助金は、買い物支援事業と買い物福祉サービス支援事業があり、買い物支援事業として移動販売車等導入支援と移動販売車運営費助成がある。また、移動販売車の対象地域が市町村を跨ぎ広域的に行われる場合は、県が事業者へ直接補助を行い、個別の市町村内で完結する場合は、市町村が事業者へ直接補助を行い、県が市町村へ補助金を交付する間接補助となる。 交付要綱には、事業者は完了時に実績報告を提出することになっており、実績報告時には、添付書類として詳細な書類を求めている。 県は、間接補助の場合であっても、膨大にある日々のガソリン代の領収書に至るまで、事業者が市町村に提出した添付書類をすべて入手し、改めてすべての領収書の写し等の各添付書類と突合している。 しかし、間接補助の場合、事業者が作成した実績報告書の妥当性を、補助事業者である市町村の確認でもって足りるのであれば、県は必要な部分に限って確認をすれば足りるものと思われ、事務の効率化にも繋がるものと思われる(当補助事業については、令和6年度において間接補助は買物環境確保推進交付金で支援することとし、直接補助と交付要綱を分けており、当該問題はすでに解決済。)	講じた措置 当補助金交付要綱では直接補助と間接補助の場合で、添付書類を区分するような整理はしていなかった。県として領収書を重複チェックすることは書類の信憑性を確認する上で適当な行為であると考えているが、事務の効率化の観点から補助事業者(市町村)のチェックで足りるとすることも可能であるとする。 令和6年度から当支援事業は直接補助を前提とした「広域移動販売支援事業補助金」と間接補助を前提とした「買物環境確保推進交付金」に引き継がれており、それぞれの支援事業の確認に必要な添付書類を整理し、事務の効率化を図る方向で対応済みである。
イ 付与ポイントの控除について【意見】 中山間地域買物支援事業費補助金の移動販売車運営費助成において、事業者が使用した燃料費に対して補助率を乗じて補助金を支給している。 このとき、事業者が燃料費をクレジットカードで決済した際にポイントが付与されていたが、補助金の支給において、当該付与ポイントを控除して補助対象経費を算定していた。 ここで、付与ポイントを補助対象経費とするかどうかについては、「付与ポイントを控除しない」、「付与ポイントを控除する」という考え方があり、他の地方自治体の事例では、付与ポイントを控除しない場合も、付与ポイントを控除する場合もいずれも見受けられる。 しかしながら、県においては、ポイントの取扱いについて、交付要綱や鳥取県補助金等交付規則で定められていないため、補助事業によっては、	ポイントに関する取扱いは県として統一的なルールは定めておらず、直接補助については過大な補助金交付となる見方もあると考え、補助事業者(移動販売事業者)も同意の上で、ポイント付与が明らかなものについては補助対象経費から控除する運用をしている。間接補助については、補助事業者(市町村)と間接補助事業者(移動販売事業者)との事務手続において決定された内容を容認している。 補助対象者や補助内容の態様をはじめとする制度の実態が事業ごとに異なることや、ポイントの付与条件や利用方法等についてはそれぞれのポイントサービス提供事業者により様々であること等の理由から、付与ポイントに関

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
本件のように付与ポイントを控除しているものもあれば、控除していない事業も散見された。 <u>規則等で定められていなければ、場合によっては、同様の補助事業であっても年度や担当者によって取扱いが変わってしまうおそれもあり、補助対象者が不利益を被るおそれがある。</u> したがって、県は、各補助事業の交付要綱や鳥取県補助金等交付規則等において、ポイントの取扱いを定め、<u>全補助事業で同様の取扱い</u>とすることが望ましい。	し、全補助事業を対象とした一律の取扱を示すことは困難であるが、運用上の混乱や不公平が生じないように、補助事業ごとに付与ポイントに係る取扱いを個別に定めた上、当該内容について補助事業者への周知に努めていただきたい旨を全庁に通知した（令和7年3月26日）。 なお、中山間・地域振興課が所管する補助事業については、ポイント等を利用し購入したものは割引後の購入費を補助対象とし、付与されるポイントは購入経費から減額しない取扱として各地方機関及び市町村へ通知した（令和7年3月31日）。
（みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金事業） ウ 実績のない事業【意見】 鳥取県では、住民が将来にわたり地域で安心して暮らせるよう、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりなどに取り組む団体に対し支援を行っており、関係市町村と連携を図り、様々な補助対象事業への相談、計画、そして実行に取り組んでいる。 補助実績が低い事業もあり、県は、この理由は補助メニューの複雑性にあると考え、令和6年度からは、抜本的な見直しを行い、より柔軟なニーズに対応できるような補助金メニューに変更している。今後とも、<u>地域の実情に寄り添った地域課題の解消に取り組ま</u>れることが期待される。 また、取組の一つである「継業支援事業」については、令和2年度～令和5年度の間、計画等は全く確認できなかったが、現在、県が取組の推進を強化している「中山間地域の持続に向けた事業承継推進事業（商工労働部企業支援課）」とも問題の所在は同じと思われることから、所掌される部署とも十分な連携を図られ実効性を伴って行く必要があるものと思われる。	令和5年度末までは中山間施策に関する様々な支援メニューを設定し、市町や地域の取組を支援してきたが、中山間地域は地域ごとに実情がそれぞれ異なり、支援内容を細かに設定することで必要な支援が地域に届きにくいという状況があった。 令和6年度から中山間施策の各種補助制度を統合し、最も地域に近い市町村が、その裁量で自由に制度設計できる包括的で弾力的な支援制度である「安心して住み続けられるふるさと応援補助金」を創設し対応した。 また、継業支援を含む中山間施策に関連する部局（輝く鳥取創造本部、商工労働部、福祉保健部、農林水産部など）により「安心して住み続けられるふるさとづくり対策ワーキングキックオフ会議」を開催（令和6年4月15日）し、各分野の現状と課題、本年度の施策等について情報共有を図り関係部局が一体となって施策を展開していくことを確認した。
2 空き家対策推進事業（空き家等活用計画支援事業） KPIの設定について【意見】 第2期鳥取県総合戦略「鳥取県令和新時代創生戦略」において、「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を令和6年度に200件を目指すとしていた。 空き家・空き店舗利活用のマッチングは不動産事業者もしくは市町村が実施する事業である。不動産事業者が積極的に仲介事業を行わない中山間	空き家対策は基礎自治体が主体的に取り組むものであり、県として目標設定が困難な事業分野であることの認識はあったが、県の重点施策である「移住・定住の推進」において、移住希望者に対し安定的に住まいを提供できる体制の確立が重要テーマであったことから、その進捗を測る指標として、また、空き家対策の側面からも、全県を通じた空き家利活用の具体的な数値目

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
地域においては、市町村が運営する空き家バンクが「利活用できる空き家の調査」「所有者への働きかけ～空き家を流通に載せる“掘り起こし”」「利活用希望者への物件のマッチング」を実施している。 県に、「鳥取県令和新時代創生戦略」でK P Iとして掲げている理由を確認したところ、「「移住者など利用希望者への利用可能な空き家の情報提供を充実」をテーマに掲げているが、その目的は“移住者等により多くの物件をマッチングすること”にあることから、市町村の取組を通じた「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を成果指標としている。」とのことだった。 しかし、K P Iは、事業との直接性のある効果を表す指標であることが重要である。このため、<u>市町村が中心となつて行う空き家・空き店舗利活用のマッチングを、県がK P Iとして掲げるのは適していないことから、今後のK P I設定においては県の事業との直接性のある指標を選択することが望ましい。</u> ただし、空き家対策は基礎自治体が主体的に取り組むものであるため、県が実施する空き家対策に関連する施策は多くが市町村を通じた間接補助事業（市町村に対する支援事業）となることから、空き家対策は県として目標設定が難しい事業分野と考えられる。 県と基礎自治体との役割等を踏まえ、県が直接的に行う事業を前提としたK P Iとするならば、「県が取り組む啓発支援イベントの開催数」といった内容や、「空き家対策計画を策定した市町村数」といった内容が妥当と考えられる。	標として「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を設定していた。 現行の「輝く鳥取創造総合戦略」では、県として空き家対策に係る成果指標の設定を見合わせ、「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」もK P Iとはしていない。

第4 輝く鳥取創造本部協働参画課

監査結果の概要	講じた措置
1 持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥） ア 寄附金の繰越について【指摘】 持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）は、県内のN P Oや市民団体などが、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりに繋げるもので、寄附金は目的外の使用ができないように、交付要綱で制限されている。 寄附対象団体（以下、団体という。）は、県から交付を受けた寄附金について、使用しきれない場合や、翌年度以降の特定の事業のために充当する場合などは、翌年度以降に繰り越して使用する	寄附金活用収支決算書について、チェック体制が不十分だったことが原因である。 今後は、複数職員によるダブルチェックを徹底することとした。

令和 6 年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
ことができる。 寄附金交付要綱に基づき、寄附金の交付を受けた団体は、毎年度 3 月 31 日現在で交付された寄附金のうち、その年度における活動実績について、寄附金活用収支決算書を県に提出しなければならない。このとき、繰り越した寄附金があった場合には、当該寄附金活用収支決算書にて、繰越額を示す必要がある。 ここで、令和 4 年度と令和 5 年度の団体からの寄附金活用収支決算書を閲覧したところ、令和 4 年度に寄附金の交付を受け、使用せずに令和 5 年度に繰り越した団体のうち、1 団体について、令和 4 年度の寄附金活用収支決算書で令和 5 年度に繰り越した寄附金額と、令和 5 年度の寄附金活用収支決算書で令和 4 年度から繰り越されてきた寄附金額が一致していなかった。 繰り越した額と、繰り越された額が一致しない場合、寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。 このため、<u>県は各年度の寄附金活用収支計算書を比較し、前年度に繰り越した額と、当年度に繰り越された額の一致を必ず確認すべきである。</u> なお、上述の繰越額が一致していなかった 1 団体については、令和 5 年度及び令和 6 年度において、県が実地検査を行っており、寄附金が目的外の事業に使用されていないことを確かめており、令和 5 年度寄附金活用収支決算書についても正しい内容に訂正して対応済である。	
イ 寄附対象団体の登録の解除について【意見】 交付要綱により、団体は、寄附対象団体の登録を辞退しようとするときは、県に寄附対象団体辞退届を提出することで辞退することができる。また、寄附対象団体としての登録は年度を越えて有効であり、翌年度に登録を希望しない場合も、辞退届を提出することで登録が解除となる。 このとき、登録の辞退があった際に、寄附金の未使用額がある場合、辞退後に寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。 そのため、<u>寄附金の未使用額がある状態で、団体が登録を辞退する場合には、寄附金を全額使用するまで、寄附金活用収支決算書等を提出させるように交付要綱に定め、寄附金の使途について追跡できる体制を構築することが望ましい。</u>	未使用の寄附金がある状態で団体登録を辞退する場合の手續について交付要綱には明記していなかったが、この制度開設以降、そのような事例はなかった。 登録辞退後も、寄附金を全額使用するまでは寄附金活用収支決算書等を提出させるよう交付要綱を改正した。
2 とっとり県民活動活性化センター事業 NPO 法人に対するアンケートの回収が低調【意見】 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「活性化センター」という。）は、	アンケート調査については郵送及び G o o g l e フォームによる回答方式としており、未回答の法人へ催促を行っているところだが、令和 5 年度の回収率は目標とする 3 割を下回る結果

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、企業、行政、自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び持続可能な活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されている。 活性化センターは、円滑な業務遂行に向けて、「NPO経営実態把握事業」として、NPO法人の情報を収集し、集計、分析を行い、県内のNPO法人の現状と課題を経営実態資料として取りまとめ、活性化センターの相談対応や伴走支援、事業の企画に活かすとしているが、その際行ったNPO法人へのアンケート調査の回収率は65/299(回収率21.7%)と低調である。 活性化センターが、NPO等と協働・連携し、円滑に県民活動の活性化や活力ある地域社会づくりを推し進めるためには、これら基礎的データは必要不可欠な情報と思われることから、今後、アンケート調査を行う際には、NPO法人側への理解・協力が得られる環境醸成とアンケートの実施内容・回収方法などの見直しも必要ではないかと思われる。	だった。 令和6年度にNPO法人が回答しやすいよう質問項目や質問数の見直しを行った。 また、郵送については料金後納郵便を利用するなどの対策を講じ、回収率の改善を図った。
3 SDGs推進事業 ア 新たな目標設定について【意見】 SDGs推進に当たっては、SDGsに取り組む個人又は団体等に「とっとりSDGsパートナー」登録、参画してもらい、SDGsの認知度向上と取組の見える化を進めるとして、令和2年度に「SDGsパートナーへの登録目標」を、令和6年度末までに「500件」との目標を掲げ、その後登録件数は増加しており、目標を掲げた翌年（令和3年度末）には、ほぼ目標値（500件）に迫る461件を達成している。 しかしながら、<u>その後、特に新たな目標等は示されず、結果として登録数の伸びは鈍化している</u>。本来であれば、令和5年度に向けて、新たな目標を示し、より効果的な取組を行うべきだったと思われる。 また、担当部署は、当初の「新時代・SDGs推進課」から、「協働参画課」へ組織再編が進み、取組内容も「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、目標も分かりにくくなってきている。	県内の主要な企業等は「とっとりSDGsパートナー」への登録を終えたため、県ポータルサイトに開設した「とっとりアイデアマーケット」を通じたマッチング件数を、SDGsの実践拡大に向けた新たな目標として取り組んでいる。 「とっとりアイデアマーケット」でのマッチングにつながるよう、SDGsパートナーへのメルマガ配信やチラシ等で制度を広く周知している。 今後は、ステークホルダーからの意見も交えつつ、アイデアマーケットのメインターゲットを学生の探究活動に絞り、SDGsパートナーと県民双方に向けて広報していく。
イ 「パートナー証」の発行費用【意見】 県は、活性化センターに、「とっとりSDGsパートナー制度事業」の業務委託を行っている。 これに係る令和5年度の新規登録数は、「36	とっとりSDGsパートナー登録以外の事務についても同一の業務委託の中で実施していたが、その内容を報告書に明確に記載していなかったことが事務量の過小評価につながったもので

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
件」(令和3年度は、287件)であり、この登録に係る事務量は、担当課からの聞き取りによると、次のとおり、<u>1件当たり概ね5～7時間を要している。</u> また、業務委託費から見た「<u>1件当たりの委託費(令和3年度：約3千円/件、令和5年度：約30千円/件)※</u>」を見ると、発行件数の減少から、<u>事務効率の悪化が顕在化している。</u> については、SDGs推進の取組内容の進展に合わせ、これに応じた事務の見直し、効率化を図っていく必要があると思われる。 ※ 当該委託費には、パートナー登録事務の他、チラシの作成等も含まれるが、便宜的に1件当たりの委託費を算出している。	ある。 パートナー制度運用の業務内容を登録事務以外も含めて報告するよう活性化センターに依頼した。 また、事務の効率化について検討・見直しを行い、令和7年度予算に反映させた。
ウ 「SDGsパートナー登録」に係る事務手続きの簡素化等【意見】 SDGsパートナー登録についての登録事務は、活性化センターに事務委託(令和5年度(決算額)：1,069千円)しているところであるが、<u>パートナー登録数の減少に伴って、上記14のとおり、事務処理効率が低下している。</u> SDGs推進の取組内容は、「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、県民のSDGsに対する認識も一定程度の深まったものと思われるところ、現在のように厳格な手続きまで求める必要があるのか疑問が生じる。 例えば、各地で見られる「交通安全の無事故・無違反チャレンジ宣言」のような自己宣言的な垣根を低くした「SDGsパートナー登録」の推進であれば、より裾野の拡大が期待されるし、また、事実上、企業・団体からしか申込みがない現状から見れば、県商工労働部が推進する「<u>とっとりSDGs企業認証制度</u>」の枠組みの中に「何がしかの枠組み」を新たに設けて一体的運用にすれば事務の効率化が期待されるところである。<u>事業取組の進展に伴って事務処理の見直し、簡素化も必要と思われる。</u>	「SDGs企業認証」制度よりハードルの低い「SDGsパートナー」制度は、登録企業側からの制度の継続ニーズが高い。また、登録事務の受託者はSDGsの普及啓発の相談窓口として定着してきている。 事務の効率化について検討・見直しを行い、令和7年度予算に反映させた。 なお、「企業認証」を目指す者と、顧客及び社員への意識啓発の一環としてパートナー登録を希望する者はそれぞれニーズが異なることから、引き続き現行制度を継続する。
エ とっとりSDGs伝道師講師派遣に係る報償費について【意見】 県はSDGs普及のため、普及啓発の核となる「<u>とっとりSDGs伝道師</u>」に13名(令和6年1月18日現在)を任命し、①SDGs推進のための個人、企業、団体等に対して自主的にSDGsの普及啓発を行うとともに、②県内企業等が実施する研修会等に講師として派遣している。 これに係る報償費及び旅費を支給するとして、1	とっとりSDGs伝道師が行う講演や研修は、各自の得意分野を活かして内容・時間を含め主体的に決定し、SDGsの普及啓発活動に努めていただいている。派遣を希望する研修主催団体の負担軽減のため、報償費及び旅費を県で負担しているが、報償費が県負担上限を超える場合は研修主催団体の負担が生じている。 研修主催団体には、制度の仕組み

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
時間当たり6千円で2時間まで（上限12,000円）とし県が負担しているが、うち2名については、同人（又は所属する会社）からの要請として、講師単価としては通常では高額と思われる5万円／60分～90分とし、県基準（6千円／時間）で不足する部分は研修主催団体に負担させている。 については、SDGs伝道師の役割は、同実施要綱によれば、「県内でSDGsの理念の普及や事例紹介等を行う」ことであり、<u>SDGs伝道師個々の熟度に違いはあると思われるものの、報償費の格差が大きすぎると</u>と思われる。 伝道師派遣制度は県の制度であり、派遣される伝道師は県から任命された者である。また、その使命はSDGsの普及であることを鑑みると、<u>報奨金の額も格差はそれほどまでには無いように思われ、その違いは合理的かつ妥当なものである必要があると思われる。</u> おって、<u>報償費とともに支給される旅費は、実費弁償的なものと考えられるが、主催者側から多分な謝金を受け取っている場合まで、支払う必要はないように思われる。</u>	（報償費及び旅費の県負担額・負担回数上限、派遣する者によって内容や要する時間、報償費の総支払額が異なること等）を伝達した上で、希望に沿って派遣しているが、研修主催団体に誤解が生じないよう、派遣の相談があった際にはより一層丁寧に説明することを受託事業者と確認した。 なお、旅費は実費弁償として支払うものであるため、報償費の額に関わらず今後も規程どおり支給することとする。
4 とっとりSDGsパートナーシップ加速化事業 オープニングイベント運営業務に係る契約手続等【指摘】 SDGs普及・実践強化期間「とっとりSDGsシーズン2023」を令和5年10月から12月の期間に開催し、10月にはオープニングイベントを行っている。 ① オープニングイベント関連業務として予算額3,000千円が確保され、その業者決定は、<u>本来、入札等公正な手続きにより行われなければならないが、イベントの細目の決定が遅れ、入札手続きには時間を要するとの判断から、一連の業務を「A：会場設営等業務（以下「A業務」という。）」、「B：情報発信業務（以下「B業務」という。）」、「C：企画運営業務（以下「C業務」という。）」の3つに分けて、それぞれが100万円以下の契約金額として、県契約事務処理要領による随意契約（1号随契、要件100万円以下）で契約締結している（一般的には、一括で契約した方が経済的かつ合理的）。</u> ② また、県の契約事務処理要領では<u>随意契約の場合にあっても、公平性や経済性を確保するため複数見積書（50万円以上は3者以上）の徴取を求めているが、「A業務」と「B業務」は同日の9月4日に3社で見積り合わせを行い業者決定しているものの、「C業務」については、その1週間程後の9月13日に、「イベントの円</u>	イベントの開催方法の決定が段階的であったため、事務を効率的に行えていなかったものである。 イベント運営委託業務の契約に当たっては、可能な限り早期に委託内容を決定することとした。 また、事業者側に認識のずれが生じ公平性が阻害されないよう、今回指摘のあった契約を事例として所属内で振り返りを実施し、仕様書や発注形態を熟慮して事務を進めることを確認した。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
滑実施のため、「A事業」と同一業者とすることが望ましいとして見積り合わせを行わず業者決定をしている。 ③ ついては、「C業務」の仕様書によると、その業務内容は「オープニングイベント当日の実施体制及びプログラムを含めた実施計画書の調整」とあることから、通常であれば、まずもって最初に行うべき業務と思われる、また、「A業務」の業務内容には、「資機材の調達から、会場の設営・撤去・資機材の管理及び操作、会場の警備まで細かく規定」されていることから、この段階においては、当該事業の全体像は既に確定していたものと推測され、9月4日に「A業務」、「B業務」と合わせて「C業務」の見積り合わせが行われなかった理由に乏しい。 ④ 上記③に加えて、「A業務」の仕様書には、「イベント中資機材の管理及び映像・音響機材等の操作、イベント中の操作は、発注者（県）が別途調整するイベントの進行台本を基に行うこととし、詳細は発注者と調整を行うこと。」とある（別途「C業務」仕様書には、「別途発注者が指定する者」とあり記載ぶりが異なる。）。 担当課からは、「A業務」と「B業務」の見積り合わせの際には、それぞれの仕様書のみしか提供していないとの説明であったが、その仕様書を見た見積り書提出者が、以後に「C業務」があると思った者と、県が直接行うものと思った者の違いがあれば、おのずと見積金額にも差がでると思料され、競争性、公平性及び経済性を害したおそれも否定できない。 ついては、一般的には、一括で契約を締結した方が経済的かつ合理的であるとともに、公正性等の問題も懸念されることから、契約の基本原則に則った公正な手続きを取られるべきと考える。	

第5 輝く鳥取創造本部交通政策課

監査結果の概要	講じた措置
2 （新）鉄道等地域交通維持・活性化事業 ア 補助事業に係る不適切な補助金交付【指摘】 J R 西日本、県内市町村及び観光関係者等と連携した取組として、「鉄道事業者の運行する列車1編成のラッピングのお披露目会等」については、下表のとおり、①観光イベント事業、②プロモーション事業、③観光のための車両・駅施設改修事業、④補助金事務事業の4つの事業から構成されており、それぞれを鉄道運行会社からの補助	（まんが王国官房） 「④補助金事務事業」に対する県費補助金を「①観光イベント事業」「②プロモーション事業」「③観光のための車両・駅施設改修事業」の補助対象経費の合計額の1/10としていたが、補助金事務に要した経費について、補助対象経費に定率を掛けて算定することは不適切との指摘を受けた。補助金

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要				講じた措置																																				
金交付申請を受け、県が補助金の交付決定を行い、その後、実績報告を受けて補助金額を確定している。 【補助事業の概要】（単位：円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">補助対象事業費</th></tr><tr><th>内、国庫補助金</th><th>内、県補助金</th></tr><tr><td>①</td><td>観光イベント事業</td><td>5,719,924</td><td>3,273,865</td><td>2,359,962</td></tr><tr><td>②</td><td>プロモーション事業</td><td>5,918,500</td><td>3,459,250</td><td>2,459,250</td></tr><tr><td>③</td><td>車両・駅施設改修事業</td><td>40,895,000</td><td>20,080,000</td><td>20,447,500</td></tr><tr><td></td><td>小 計</td><td>52,533,424</td><td>26,813,115</td><td>25,266,712</td></tr><tr><td>④</td><td>補助金事務事業</td><td>5,253,342</td><td>0</td><td>5,253,342</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>57,786,766</td><td>26,813,115</td><td>30,520,054</td></tr></table> （※補助対象事業費のうち、453,597円は自己財源） 上表にある「④補助金事務事業」については、 「①観光イベント事業」、「②プロモーション事業」、「③観光のための車両・駅施設改修事業」とともに補助金申請され、これが相当として県から補助金交付決定され、事業終了後の実績報告に基づき補助金が確定し支払いが実行されている。 これについて、交通政策課等から事業内容等の聴取、関係書類を監査したところ、<u>その内容は、上表の①～③（計52,533千円）の事業に係る支払消費税額（5,253,342円）相当額と同額であった（当該事業において「支払消費税額」は、補助対象経費にならない。）。</u> 整理すると、①当該補助事業は、補助対象経費に何らかの役務対価が発生することを想定し、補助対象経費の10%を「補助金事務事業」として別枠の事業としてセットしていた、②その「10%」の根拠は、「消費税率10%」を斟酌したものであるが、あくまでも一般管理費を対象としたものである、③結果としては、<u>補助事業者から、補助金の対象とならない「補助対象経費に係る消費税額」に補てんしたとの実績報告を受けて、これを補助対象事業費に該当するものとして、消費税額相当額を一般管理費と捉えて容認し、補助金額を確定していた。</u> また、担当者によっては、事業者の持ち出しとなる消費税相当額を補てんするものと思っていたようである。 通常、県補助金交付については、厳格な手続き（事業者からの交付申請⇒県からの交付決定⇒事業者からの実績報告⇒県の検査⇒補助金額の確定）が取られているところであるが、「<u>10%交付ありき</u>」の不適切なものと言わざるを得ない。また、当該補助事業者は、県が出資する法人でもあることから、より透明性を確保すべきである。 ついては、<u>補助対象事業費にならない消費税相当額に対する補助金については、返還を求めるべきであり、事業者側にとっても消費税申告において仕入税額控除を受けていることから相当であ</u>				区 分		補助対象事業費		内、国庫補助金	内、県補助金	①	観光イベント事業	5,719,924	3,273,865	2,359,962	②	プロモーション事業	5,918,500	3,459,250	2,459,250	③	車両・駅施設改修事業	40,895,000	20,080,000	20,447,500		小 計	52,533,424	26,813,115	25,266,712	④	補助金事務事業	5,253,342	0	5,253,342		合 計	57,786,766	26,813,115	30,520,054	事務補助事業の交付額のうち、一般管理費で賄うことが相当と考えられる経費について整理した上で、県指導担当課から示される「一般管理費率」の考え方に基づいて適切に積算して、その額が限度額以下であればその額（限度額を超える場合は限度額）を交付することとする。 補助対象経費の合計額の1／10（満額）5,253,342円を交付済みであるが、この額から、上記によって適切に積算し、残額があればその額の返還を求める。
区 分		補助対象事業費																																						
		内、国庫補助金	内、県補助金																																					
①	観光イベント事業	5,719,924	3,273,865	2,359,962																																				
②	プロモーション事業	5,918,500	3,459,250	2,459,250																																				
③	車両・駅施設改修事業	40,895,000	20,080,000	20,447,500																																				
	小 計	52,533,424	26,813,115	25,266,712																																				
④	補助金事務事業	5,253,342	0	5,253,342																																				
	合 計	57,786,766	26,813,115	30,520,054																																				

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
る。 よって、補助対象者が、補助対象事業費に係る消費税相当額として交付を受けている補助金の額5,253,342円について、これに係る仕入税額控除額5,253,342円の返還が必要になると考える。また、今後の補助金交付事務執行に当たっては、透明性を確保し、適正に実施する必要がある。	
イ 補助金の交付における消費税等の取扱い等【意見】 「補助金の交付における消費税等の取扱い」については、令和4年度 鳥取県包括外部監査報告書第3章第1の1の(4)のア「補助金の交付における消費税等の取扱い等」でも意見が付されているところでもあり、その後、財政課では問題意識を持って、上記の会計実務資料をはじめ、複数回にわたって全庁的な制度周知、注意喚起をされているが、残念ながら、事業担当課、担当者によって消費税と補助金の考え方に対する理解度に差があるものと思われることから、引き続き、補助金に対する消費税の考え方について理解の促進を図られる必要がある。 なお、当該補助事業については、消費税に関する認識以前の問題として、「補助金事務事業」の制度設計において、補助対象事業費の具体的な明示等がなかったことから、結果として、不適切な補助金執行に繋がったものと思われるため、<u>補助対象経費の透明化と的確な明示等についても改善を図られる必要がある。</u>	(財政課) 消費税等の取扱いについて適切な処理（仕入控除税額の確認等）を行うよう全庁に通知（令和5年3月10日）するとともに、職員の理解促進を図るための職員研修（令和5年9月13日）を実施したところである。 改めて消費税等の取扱いについて制度周知するとともに、補助金交付事務の適正な執行について、全庁に通知した。（令和7年3月26日）
ウ 実績報告書の適切な管理【意見】 令和5年12月3日に一般向けお披露目式を実施し、同車両の運行開始となったが、国補助金の算出根拠に変更が生じたことから、県において既交付決定済の一部事業（①観光イベント事業）に変更が生じるとして変更申請を提出させ、令和6年1月26日の国補助金額確定を待って、令和6年2月7日に変更承認を与えている。 については、事業に変更が生じていない「②プロモーション事業」及び「③改車両・駅施設改修事業」については事業が終了したとして、<u>令和5年12月28日付(提出期限：同年12月31日)で実績報告が提出されているものの担当課では収受せず、国補助金額確定を待って翌年1月29日で収受している。</u> しかしながら、鳥取県補助金等交付規則及びこれに基づく誘因通知によれば、実績報告の提出期限は12月31日であり、これを受けたときは提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うとあること、及び鳥取県文書の管理に関する事	誘因通知に定めた実績報告の提出期限に対する認識不足が原因である。 補助金交付要綱又は誘因通知に定めた提出期限等を意識して補助金事務に取り組む。 今後類似の案件があった場合には、変更承認と併せて、補助金交付要綱又は誘因通知の改正を通知する。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
務処理要領でも受領文書には規定の受付印を押印する定めがあることなどから、<u>適切な処理とは言い難い</u>。 もとより、担当課としては、一連の事業について一括して処理しようとしたものであるが、基となる誘因通知の提出期限を変更するなどの適切な処理をすべきであったものと思われる。	
3 地域交通体系鳥取モデル構築事業 ア 運行事業収支決算書の確実な確認【意見】 地域の実情に応じて市町村が実施する、①共助交通への支援、②市町村のデマンドバス等への支援、③新たな仕組みづくりへの支援、④車両購入費補助に対して、県は、事業者である市町村に対し補助金を交付している。 共助交通に対する支援は、地域の実情に応じて市町村が補助した補助金について市町村から実績報告書に基づき、市町村の補助金額の1/2を県が補助しているが、A町からの「B協議会」に係る運行事業収支決算内訳書の<u>支出項目の合計が不一致</u>となっていた。 これについては、<u>積算内訳書からの転記誤り</u>であったが、補助金の諸手続きが形骸化されることがないように注意する必要がある。	補助金の提出書類については、従来2名以上で確認する体制をとっていたものの見落としがあったものである。 2名以上で内容の確認を行うよう再度課内で周知徹底した。
イ 小規模な共助交通事業者へのサポート体制【意見】 「NPO法人C」の令和5年度の事業費は923千円で、これに対する市町村補助金545千円に対し、県はその1/2である272千円を補助している。 実績報告では、令和5年度1年間の利用者は72人（12,819円／人、平成27年度311人）と利用者数は年々減少している。 地域実情はより厳しさを増しているものと推察するが、効率的かつ効果的な支援ができるよう、<u>将来を見据えた早めの支援・対応が必要</u>と思われる。	本県では、民間の交通事業者によるバスやタクシーの縮小・撤退が増加する中で、各市町村においてNPOや地域住民による交通空白地有償運送等で移動手段を確保しており、県では市町村の取組に対し補助金を交付し支援を行っている。 当該地域では少子化、高齢化による人口減少に伴い、利用者の減少も進んでいるところであるが、中山間地域で暮らし続けるためには、車を運転できない子どもや高齢者等が生活に必要な買物や医療等を受けられるように移動手段の確保は必要不可欠である。 地域の交通手段の確保については、実情に応じて市町村が検討・実施しており、県は、当該事業において市町村が地域の実情に応じてバス・タクシー・共助交通を選択できる柔軟な制度としている。また、市町村が交通体系を見直す場合の検討に係る経費支援制度も併せて設けるなど支援体制を整えている。なお、現在当該事例を所管する市町村にお

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
	いて、「NPO法人C」が運行している地区の公共交通の見直しを検討していると伺っている。
ウ 市町村のデマンドバス等への支援【意見】 D町から提出があった「令和5年度路線維持運行費補助金」に係る実績報告についての算出根拠を確認したところ、キロ当たり補助金対象経費費用が、<u>1割加算の「304円60銭」ではなく、実績額の「300円83銭」が使われている。</u> 県補助金は、市町村が補助する額を基準としていることから不適切ではないものの、<u>上記1割加算は全県共通の取扱い</u>であること、補助対象運行事業者は他路線も抱えていることから、（市町村の予算確保上の問題であればやむを得ないが、）統一的な取扱いが望ましいと思われる。	各市町村の補助制度は県が定めるものではなく、市町村ごとにその実情に応じて定められている。 改めて各市町村に制度の周知を行った。その上で市町村の判断に応じて対応することとする。

第6 生活環境部環境立県推進課

監査結果の概要	講じた措置														
1 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 ア フォーラムのハイブリッド方式での開催について【意見】 【星取県フォーラムの開催状況】 <table border="1"> <tr> <td>タイトル</td><td>星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～</td></tr> <tr> <td>日時</td><td>令和5年8月26日(土)13時～15時</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>鳥取県立倉吉未来中心</td></tr> <tr> <td>入場料</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>収容人員</td><td>大ホール 902席（1階席のみ利用）</td></tr> <tr> <td>入場目標</td><td>100～200名</td></tr> <tr> <td>参加人数</td><td>120名余り</td></tr> </table> 当フォーラムは、倉吉未来中心を会場としており、Web配信などはなく、現地開催のみだった。 しかし、コロナ禍を経て、Web配信によるフォーラムは一般的になっており、他には県においても、ハイブリッド方式でのフォーラムも実施している。 したがって、<u>今後、幅広い年齢層や、学生などの若者を対象としたフォーラムを開催する際には、ハイブリッド方式での開催を積極的に検討することが望ましい。</u>	タイトル	星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～	日時	令和5年8月26日(土)13時～15時	場所	鳥取県立倉吉未来中心	入場料	無料	収容人員	大ホール 902席（1階席のみ利用）	入場目標	100～200名	参加人数	120名余り	Web配信を想定せず、必要な予算も未措置だったものである。 今後、同種のイベントを企画する場合は、企画段階から配信経費を予算に盛り込むなどの対応を検討する。（※星取県フォーラムは単年度事業である。）
タイトル	星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～														
日時	令和5年8月26日(土)13時～15時														
場所	鳥取県立倉吉未来中心														
入場料	無料														
収容人員	大ホール 902席（1階席のみ利用）														
入場目標	100～200名														
参加人数	120名余り														
イ 低すぎる動員目標等【意見】 <u>動員数を100～200名を目標に「星取県フォーラム」を開催し、同フォーラムには120名余りが参加した。</u> これに対して、会場として「鳥取県立倉吉未来中心の大ホール（1階席のみ利用／収容人員902人）」を準備し、地元新聞への折り込みチラシ約	会場は、繁忙期での開催のため、開催規模に合った施設の空きがなかったこと、また、広報については、予算上の制約から、チラシの配布地域を、会場所在地と最多世帯数の地域に限定したことが原因である。 今後、同種のイベントを企画する場														

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
6万9千枚（費用約37万円）の配布等を行っている。 ついては、<u>夏休みの期間中の多くの子供たちに「星空や宇宙」に関心を持ってもらう貴重な機会を与えるべきではなかったか</u>と思われる。鳥取県の目指すべき将来像に「豊かな自然・環境と人々の支え合いの中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることができる鳥取県」とあるが、まさにこれからを担う子供たちにとっては貴重な機会であったと思うと残念である。 また、チラシの配布地域は、旧鳥取市（鳥取市のうち、旧気高郡、旧岩美郡及び旧八頭郡を除く）約4万世帯（全体の約6割）と中部地域（倉吉市及び東伯郡）2万8千世帯（全体の約4割）を対象に行っている。なぜ、<u>近隣の「旧気高郡」には配布せず、大半を遠隔地である旧鳥取市世帯に配布したのか</u>、広報の費用対効果にも疑問がある。 加えて、<u>会場の収容人数（902人）と実来場者数約130名の開差も非経済的</u>と言わざるを得ない。 今後とも鳥取県の強みを生かす各種イベントが開催されるものと思われるが、開催目的に沿った<u>十分な準備等を行い、効率的かつ効果的に実施されることを期待する。</u>	合は、早期に会場を確保するとともに、広報に関しては全县を網羅する適切な手法を検討するなど、開催規模や内容に合わせて十分な準備等を行い、広報媒体も検討し、効率的かつ効果的に実施する。（※星取県フォーラムは単年度事業である。）
ウ 契約履行検査の徹底【指摘】 食糧費の支出について監査したところ、「食糧費支出事前伺書」に記載のある開催日時と検査済と表記された「請求書」にある<u>実施日が相違</u>していた。 これについて担当課へ確認を求めたところ、請求書にある実施日付の間違いに気が付かず、「確認了」としていたものと説明があった。 ついては、早急に手続きの補完を行われる必要があるとともに、<u>今後は、鳥取県会計規則に則った適正な処理を行っていただきたい。</u>	担当者の日付の確認不足が原因である。 請求書の日付の訂正を行った。 今後は、規則等にのっとり、請求書の内容について、複数人（主査・副査）により、十分な確認を行うことを所属内で確認した。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

第7 生活環境部脱炭素社会推進課（一部総務部総務課）

監査結果の概要	講じた措置
1 鳥取スタイルPPA導入推進事業 ア 鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務の委託契約書について【指摘】 太陽光発電導入・利用・理解促進事業の一環として、県と一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「木造住宅推進協議会」という。）の間に、「鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務委託契約書」を結んでいる。委託業務の目的は、県内の工務店や家庭等への太陽光発電の特徴や重要性について普及啓発を行うことを通じて、県内の家庭用太陽光発電の導入拡大を図ることを目的としている。 当契約書第4条には、委託料について以下のよう定められている。 （委託料） 第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）の金額は、金1,925,000円（消費税及び地方消費税は含まない。以下「委託料の限度額」という。）を限度とする。 当該取引は、消費税法上では課税取引（不課税又は非課税取引ではない。）に該当することから、契約書第4条に「消費税及び地方消費税は含まない。」とされている場合にあっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた委託料1,925,000円に、消費税等を加算した合計2,117,500円が委託料の限度額になるものである。 これについて、県は誤認し、木造住宅推進協議会が免税事業者であることを理由に、消費税等を除いた1,925,000円を上限額として補助金の精算を行うべきと考えていた。 結果として、木造住宅推進協議会での税込みでの支出額が1,925,000円未満だったことから、これをそのまま支払い、県が過少に委託料を払うことにはならなかったが、仮に、委託料と同額以上の支出だった場合は、本来上限額は2,117,500円まで支払われるべきところ、1,925,000円しか払われなかったこととなる。 したがって、<u>県は、消費税の取扱いを整理し、契約書の文言を修正すべきである。</u> また、<u>他の免税事業者との委託契約が同様の文言になっていないか、調査することが望まれる。</u>	（会計指導課） 担当課担当者及び上司の、免税事業者との消費税法上の課税取引に係る取扱いの認識不足及び統括審査課における契約書審査の際の誤認が原因である。 令和6年度における同事業の契約については、消費税及び地方消費税を含めた金額を上限額として、令和6年5月17日に締結した。 消費税の取扱いについては、契約事務処理要領により、入札書には単価契約及び総価契約の別にかかわらず、消費税を含めた契約金額を入札書に記載することとしている。また、契約においては、単価契約は消費税を含まない契約金額とし、総価契約の場合は入札書に記載された消費税を含めた契約金額で契約することとしている。 統括審査課における契約伺の審査においても、消費税を含んだ額が記載されているか確認をしている。 なお、今回の指摘を受け、抽出で起案済みのものを確認したところ問題はなかった。 消費税に係る取扱いは全庁へ周知済みであるが、今回指摘を受けた案件があったことから、改めて、免税事業者との課税取引に係る取扱いについて、今後研修等において注意喚起を行う。 また、統括審査課における契約伺の審査において、免税事業者と契約締結する場合は消費税等を含んだ契約金額が契約書に記載されているか、確認を徹底する。 <契約事務処理要領抜粋> 第2 契約の締結方法 2 一般競争入札 （8）入札 【入札書の記載方法】 1 入札者は原則として、消費税額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。 単価契約の場合は、単価による入札と総支出予定額による入札の方法があるが、原則として、いずれも消費税額を含めた金額を入札書に記載する。な

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
	お、契約時の契約単価は消費税額を含まない金額とし、請求時に消費税額を加算する。 4 随意契約（4）見積書徴取に当たっての留意事項 イ 見積書の記載方法は、入札書の記載方法に準じて行うこと。 第3 契約の締結及び履行 2 契約書（3）契約書の記載事項 ※1 契約金額について 単価契約の場合は、原則として消費税額を含まない契約金額とし、当該契約金額により計算した合計額に消費税額を加算した金額を請求額とする。（国等が定めた消費税額込みの単価で県が単価契約する場合を除く。）
イ 太陽光発電設備整備運営事業の実施に関する協定書の解除について【意見】 県は、P P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営事業に関して、8件の公募を行い、発電事業者と協定を結んだ。しかし、そのうち2件については、令和6年3月29日付で協定が解除となった。 この電気料金の単価設定において、協定解除となった2件については、現状の電気料金単価と比較して、新単価のほうが高くなる見込みとなったことから、県と発電事業者との間で価格の折り合いがつかず、解除となった。 しかし、P P Aによる県有施設への太陽光発電設備の主たる目的は、県有施設が率先して再生可能エネルギーを導入し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を達成することにあるはずである。 また、電気料金の価格は、通常、再エネ賦課金や託送料、発電コスト燃料費などにおいて将来の上昇リスクがあるが、P P Aを導入すると20年間同一単価になるため、発電コスト燃料費が上がるおそれもなく、再エネ賦課金や託送料は不要になる。すなわち、将来におけるコスト上昇を抑制できる可能性があるというメリットがある。 したがって、<u>今後は、現状の電気料金単価と比較して高いか低いかではなく、環境価値を高めることを優先し、環境イニシアティブプランの目標を達成するために、太陽光発電設備を積極的に導入することが期待される。</u> また、<u>県有施設を指定管理者が運営している場合は、指定管理者の負担が増加することになるが、県都合での増加のため、増加分だけ指定管理料を増やすことを検討することが望ましい。</u>	公募当時、施設が契約している電力会社の電気料金単価が急激に下がり、事業者から提示された単価では施設側にとってのコストメリットがなくなったことが原因である。 当該事業の実施に当たっては、経済性の低い施設について、国の交付金を活用した補助金により、事業者に対して設置費用の一部を支援しているが、その補助率を引き上げる（令和5年度：1／4→令和6年度：1／3）ことにより、県有施設への導入を推進している。 P P Aの導入は電気料金の変動状況によっては、メリット・デメリット双方の可能性のあるものであり、補助金を加味しても県にとって電気代の負担増となるなど、現時点で過度に経済的に不利となる条件の場合まで導入を促進する必要性は低いと考えている。 なお、国においては「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」により「2040年度までに設置可能な政府保有の建築物の100%に太陽光発電設備を設置」とし、地方公共団体にもその取組が期待されていることから、今後の電気料金等の変化や技術革新による発電効率の向上などの動向を注視しながら、導入の可能性を検討していきたい。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
ウ PPA事業者のHP公開について【意見】 独立行政法人国民生活センターより、家庭用蓄電池の勧誘トラブルに関する注意喚起が行われている。また、県や各市町村の消費生活センターにおいても、突然の電話や訪問による太陽光発電設備や家庭用蓄電池の勧誘について、県民からの相談が寄せられている状況である。 今後、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」以外の方式であるPPAが住民にも広まれば、関連業者が多く発生し、勧誘トラブルも増加すると考えられる。 その際、京都府が行っている「京都0円ソーラープラットフォーム」などのような、事業者の認定制度の活用により、県民が安心してPPAの導入を検討できると考えられる。 したがって、<u>PPA事業者の認定制度を設け、県のホームページにて認定業者を公表することで、悪質な勧誘などのトラブルを減らすことができると考えられることから、認定制度を検討することが望ましい。</u>	監査意見に記載の京都府の例は、登録申込みのあった太陽光発電設備の契約プランをホームページ上に掲載しているものであり、そのような取組があることは承知しており、施策を検討する上で参考にしたいと考えている。 太陽光発電に関する県民向けの相談窓口を設置し、基本的な相談に対応できる体制を整備している。 また、具体的なトラブル事案については、消費生活センター等の所管であり、必要に応じて情報提供を行っている。
2 県有施設脱炭素化事業（LED改修） 建設工事請負契約書の適用条項誤り【指摘】 温室効果ガスの排出の削減等のため、令和5年度は、年次計画どおり鳥取県本庁舎（第二庁舎）ほか10施設の照明設備のLED化を行う。 県庁本庁舎照明設備LED化工事（二工区）（工事金額55,440千円）及び県庁第二庁舎照明設備LED化工事（一工区）（工事金額30,030千円）の工事発注・契約（脱炭素社会推進課は予算を総務課に配当替えにより、同課で実施）における「建設工事請負契約書」において、支払いに対する特約条項を盛り込んでいるが、正しくは「第34条第4項及び第5項は適用しない。」とすべきところ、「第34条第3項及び第4項は適用しない。」と誤った条項を記載していた。これにより、「第4項：中間前払金」及び「第5項：中間前払いの請求手続き」を除外するところ、「第3項：前金払の支払期日に関するもの」及び「第4項：中間前払金」を除外するものとして契約を締結していた。 発生した事由としては、建設工事請負契約書（標準様式）が改定（令和5年4月1日）され、第34条に第2項が追加となったものの、<u>特約条項の改定を失念</u>し、従前の規定をそのまま使用していたものである。幸いに、前払金の支払請求はなかったため、不利益等は発生しなかった。 しかしながら、会計事務処理要領（決裁経路）では、起案課の所属決裁を了した後に統括審査課	（総務課） 建設工事請負契約書（標準様式）（以下「標準様式」という。）の改定に伴い、県庁本庁舎照明設備LED化工事（二工区）及び県庁第二庁舎照明設備LED化工事（一工区）の各契約書の特約条項を改定すべきであったが、担当者が改定を失念していたこと、及び上司、審査担当課職員の確認不足から、誤った条項を記載して契約を締結したものである。 標準様式改定の都度、チェックリストに確認項目として追記する。契約時には、起案文書にチェックリストを添付し、上司や審査担当課の職員も確認できるようにすることでチェック体制の強化を図る。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
で審査が行われる厳格な手続きが定められているところ、いずれの課もその間違いに気付かず契約締結していたものであるが、契約手続きであることから、緊張感を持って取り組まれる必要がある。	

第8 生活環境部循環型社会推進課

監査結果の概要	講じた措置
1 ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業（もったいない！食べ残しゼロ事業） ア 実績報告書の的確な審査の実施【指摘】 当該事業は、外食時の食べ残しの持ち帰りを定着させることを目的として、これに係る容器の購入費用を補助率10/10で、上限2万円（複数店舗は4万円）まで支援する補助事業であり、テイクアウト用容器を除くとしている。 また、補助金額の交付は、補助事業者から事業完了後の実績報告を受けて、これを審査し、適正と認めたときは補助金額を確定し、交付することになっている。 これについて、<u>担当課は容器の購入事実があれば食べ残しの持ち帰りが実施されるとみなし、日々の事業活動での消耗品となる容器の使用状況等を逐一確認及び報告させることは事業者の過度な負担となるため求めている。</u> 提出された実績報告書の事業内容欄には、①事業の実施予定期間の記入、及び②購入容器区分欄へのチェックのみしかなく、添付書類として購入された補助対象経費の領収書等は添付されていることから、<u>購入したとの事実は分かるものの、対象事業の目的に沿って使用されたかどうかの判断はできないものである。</u> 補助金については、仮に補助金額が比較的少額であったとしても、<u>補助対象経費として購入された容器の目的外利用の防止、及び適正公平な補助金事業の執行の観点から、補助事業が適正に実施されたかどうかの判断ができ得る報告を求めるべきであり、改善の必要がある。</u> （参考） 「適正に実施されたかどうかの判断に求められる情報等」としては、少なくとも、次のものが考えられる。 ① 実際の事業実施期間 ② 事業目的に従って遂行された事実（過度な負担が生じない程度のもの） ③ 事業終了時の容器の残枚数及びその処分方法 など	本事業で導入される容器は数量が多く、日々の事業活動を行いながらその使用状況等を逐一確認及び報告させることは、事業者にとって過度な負担を強いることになるため、使用状況の報告を求めなかったことによる。 令和6年度補助事業者から聞き取りを行い、事業目的に沿って使用されていること及びその使用数量を確認した（本事業は令和6年度で終了）。 ＜監査結果で示された事例における容器の導入数量・単価＞ ・数量…260～1,100個/事業者 ・単価…23～137円/事業者

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
(フードドライブ活動推進事業) イ 県直轄事業と補助事業等について【意見】 県は、「フードドライブ活動」を推進するため、①県直轄事業として、(a)市町村等を窓口にした年3回の直接事業と、(b)県内の特定の団体への事業委託(令和5年度委託料(限度額)814千円、実績額483千円)による取組を行っているほか、②フードドライブの取組を行っている県内の事業者、団体等に対して、「フードドライブ支援補助金」(補助率1/2、上限100千円)として経費の一部を補助している。 これについて、上述①(b)「県内の特定の団体への事業委託」については、契約上では「フードドライブに参加する者は、限定しないこと」との要件は付されているものの、鳥取県事業とは分かりづらく、当該団体活動の一環としての色彩が強いように思える。 上述①(b)の委託事業は、平成30年度から令和5年度まで長らく実施されているものであるが(令和6年度は未実施)、当該団体が自主的に取組み取組拡大を図る場合にあっては、他の事業者と同様に上述②「フードドライブ支援補助金」を活用させるなど、自主的な取組の醸成を図ることが肝要と思われる。 おって、近年、県内各地においても大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのフードドライブの取組も始まっていることから、行政の効率性と経済性を踏まえつつ、時代に合った官民の役割分担が求められるものと思われる	本委託事業は、新聞折り込みチラシ等により幅広く広報され、一般県民に開かれた形で実施されているが、複数年にわたり継続して同一団体が実施していたこと、団体の名称を冠したイベントと併催していたことから、団体活動の一環としての色彩が強いとの意見を受けたものである(本事業は令和5年度で終了)。 なお、令和5年度から民間事業者、令和7年度から市町村に対するフードドライブへの支援制度を開始した。
ウ 補助対象経費に対する実績報告の的確な審査等【指摘】 「フードドライブ支援補助金」として、フードドライブの取組を行う県内の事業者、団体等に対して、フードドライブを新たに開始、又は取組拡大するために必要と認められる経費のうち回収ボックス、ポスター等について補助金(補助率1/2、上限100千円)を交付している。 ついては、交付申請に添付されている見積書には、「フードドライブ回収箱用シート」となっているものの、実績報告に添付されている領収書は、「フードドライブ回収箱(啓発ポスター含)」になっており、整合性がなく正確さに欠ける。 また、実績報告の添付書類からは、公民館の受付等に回収ボックスを配置するとし、この4面にシート(チラシ状のインクジェットプリント)を	事業者への確認の上、購入物品が当初事業計画と同一であることを確認しているが、見積書と領収書では品目の記述に相違があることによる。 また、交付申請時点では設置場所が確定せず、どこにでも設置できるよう回収ボックスの4面へシートを貼り付けることとしていたが、実績報告書では4面への貼付けが不要な場所に設置した例があったことによる。 引き続き、「補助事業の申請内容と実績とが合致するか」「補助金の目的に合致した事業内容であるか」について、十分確認していく。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
貼付するとしているが、利用者側から見える1面への貼付けでも足りると思われることから、<u>必要部数など経済的な視点からの審査も必要であったと思われる。</u>	
(Let's 4 R実践活動推進補助金) エ 実績報告の提出遅延【意見】 次の補助事業については、補助金交付要綱に定める実績報告書の提出期限を大幅に徒過していることから、必要な手続きが形骸化しないよう適正な事務処理を確保する必要がある。 なお、補助事業者は市町村であり、他の模範となるべきと思われる。 【イベントの開催状況】主催者：●●市 (イベント開催日) R 5.10.15 (事業完了日) R 5.12 (R 5.12.25 事業者側支払手続き完了) (実績報告日) R 6.3.11	実績報告書の提出期限について、補助事業者の認識に不足があり、県の担当者及び所属長の認識不足により期限内の提出を促していなかったことによる。 事業計画書にある事業の内容（実施期間等）を適宜確認しながら、補助事業者に対して期限内の提出を求めることを、担当課内で再度共有した。

第9 生活環境部自然共生課

監査結果の概要	講じた措置
1 国立公園満喫プロジェクト等推進事業（大山入山協力金運営事業） ア 大山入山協力金の決算処理について【意見】 大山入山協力金については、その実施主体として、県、大山町及び地元関係団体が組織する任意団体「大山山岳環境保全協議会」が業務を担っているが、直接に、登山道の補修や避難小屋の管理、修繕などは行わず、協力金収入から大山の頂上を保護する会への配分額を差し引いた残金を、過去に県及び大山町が維持費用等に支出した割合で、それぞれに寄附として配分（支出）している。 しかしながら、協議会規約第12条では、<u>剰余金の配分を行わないとの規定</u>があることから、実質的に剰余金の配分と同様な決算期末における「寄附行為」は、当該協議会規約との<u>整合性が伴っていない。</u> については、実施主体である「（任意団体）大山山岳環境保全協議会」は県組織とは異なるものの、県西部総合事務所環境・循環推進課が事務局を務めることから、意見とした。 また、鳥取県のホームページでは、近年の維持管理費は、3か年平均で4,205千円がかかり、その必要性については情報提供されているものの、協力金についての具体的な収支決算額の提供等はい行われていない。 については、令和5年度の実績は435万円と県説明	配分の実施状況が規約と整合していないことについて、協議会事務局（県）の認識不足が原因である。 また、県ホームページにおいて、実施方法、対象者、協力金の使途等は掲載していたものの、毎年度の実績額等の公表は行っていなかった。 令和7年2月に行われた同協議会臨時総会（書面議決）において、各団体への配分（寄付）と齟齬が生じないよう協議会規約の改正を行った。 また、県ホームページにおいて、年度ごとの実績額を公表することとし、これまでの実績額を掲載した。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
の維持管理等と同程度であるものの、今後、協力金の増加（※）にも力を入れることに鑑みると、<u>より多くの協力者に理解を得るためには、収支決算額をより適切に公表</u>していくことも必要と思われる。 ※ 大山入山協力金の協力率は、現在、約10％と推測されるが、約20％程度までの増加が見込めると推測しており、今後、協力率の向上対策に取り組むことにしている。	
イ 大山入山協力金の協力者への返礼品の管理方法について【意見】 大山入山協力金への協力者に対し、①随時支払者（500円）には「記念カード」を、②定額支払者（3,000円）には「梨の木キーホルダー」を返礼品として配付しており、返礼品の管理は、<u>県西部総合事務所担当課で行われている。</u> 監査で臨場した際に受払状況を確認したところ、「返礼品配付管理表」により、「納品数（増加数）」と「各窓口への払出数（減少数）」の管理は行われていたものの、<u>事業季節終了時の残枚数の確認等は行われていなかった。</u> 後日、残枚数の受払結果の連絡を受け、協力金実績と対比したところ、<u>それぞれに協力金実績との間に開差が生じている。</u> この開差については、「記念カード」の過不足は、募金箱横に置かれている返礼品の引取り（任意）をしなかったものと思料され、「キーホルダー」の過不足理由は不明である。 ついては、これを持ってのみで協力金実績の適否を判断することはできないが、今後、<u>不測の事態が発生しないよう、返礼品の管理体制の充実を図られる必要がある。</u>	返礼品の管理は、納品数、各窓口への払出数、各窓口からの返納数の確認を行っているが、各窓口からは協力金の受領件数、受領金額、返礼品配布数量の報告のみで、返礼品の残数量の確認までは行っていなかった。 「キーホルダー」については、各窓口からの報告に返礼品の残数量を加え、協力金金額との整合性を確認することとし、令和7年度業務から業務仕様書を変更した。
2 自然公園等魅力向上事業 ア 公園施設に係る賃貸料契約書への印紙税漏れ（貼付漏れ）【指摘】 自然公園内にある施設に係る土地所有者との土地賃貸借契約について確認したところ、<u>契約書に印紙税漏れ（貼付漏れ）が散見された。</u> 鳥取県契約事務処理要領には、「契約書への収入印紙の貼付として、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。」及び「相手方から契約書等を受理する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と規定されているところ、担当課としては、印紙が貼られていない契約書があった場合には、疑問を持ち、その適否を確認すべきである。	契約相手方から県へ提出された契約書について収入印紙の貼付及び消印の確認が不十分であった。 収入印紙の貼付がなかった契約相手方に対し、既契約内容に対応した収入印紙の貼り付けを依頼、貼付済みである。 契約締結時において、相手方から契約書等を受理する際に、収入印紙の貼付及び消印について確認することを徹底する。
イ 契約手続きの形骸化【指摘】	県契約事務処理要領に基づき、配慮

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
歩道の草刈り・点検等業務の契約締結において、県は、同一業者との複数の契約手続きについて、<u>県契約事務処理要領</u>に基づく、「<u>随意契約</u>できる場合（1号随契）」に該当し、同要領で求められている「<u>予定価格が20万円以上50万円未満の場合は、2者以上からの見積りを徴する</u>」に該当するとし、<u>見積書を2者から徴したとして決裁手続きを進めている</u>。 いずれの場合も、もう一方の見積り業者はいずれも他の同一業者とし、<u>相手方から見積辞退の回答を受け「辞退連絡あり」として処理し</u>、他者からの追加見積徴取には努めていなかった。 担当課からは、業務地を施工する業者が少ないことから、従前からこれにより手続きを行っているとの説明があったが、<u>契約手続きの形骸化そのものであることから、契約事務処理手続要領に則った適正な手続きを進めるべきである</u>。 なお、同要領によれば、仮に、「<u>見積書を2者以上から徴することができないと認められるとき</u>」は、1者見積りとする旨が規定されている。これについては、あくまでも適正な手続きに則り、かつ経済性を確保した上での手続きと思われることから、これらを踏まえた稟議を計られるべきと思われる。	措置企業を含む自然歩道の工事等の受注実績を有する2者に見積依頼したが、1者から見積辞退の連絡を受けた後、除草の適期等を勘案した結果、追加見積徴取を十分に行うことができていなかった。 自然歩道という現場条件等の厳しい作業を受注可能な業者がないか掘り起こし等を進めている。 引き続き見積対応が可能な業者等の掘り起こしを行うとともに、見積依頼を前倒しするなど早期に業務発注作業に着手し、規定された数の見積徴取が行えるように努める。
3 生物多様性保全事業 ア 生物多様性GISの経済的な運用について【意見】 県は希少野生動物の保護等を目的に生息情報を可視化するため、平成23年度に県外事業者システム開発を依頼し、以後、同事業者と毎年GIS保守運用業務委託契約を締結（R5決算額804千円）している。契約内容は、①保守・システムに関する質問、相談等、②GISへのデータ追加、③データ解析・作図作業としている。 しかしながら、<u>主要な委託業務である「追加データ数」は、年度によって大きく異なる（0～23,540件／年）</u>ところであり、別途「データ解析・作図作業」の有無で作業量を調整している。 については、<u>業務委託料の算出根拠が曖昧であることから、それぞれに単価を設定し、実績報告に基づき精算する、又は、システムメンテナンスとデータ入力を分けて契約する方法が適切であった</u>。 なお、同業務は、利便性を向上する観点から、令和7年度からは、委託事業からとっとりWEBマップでの運用に変更になり、保守費用は不要となるなど費用面の改善が期待される。	従前のシステムでは、職員がデータ追加を行うことができなかったことから、毎年の保守点検業務に併せてデータ追加も実施していた。 令和6年度に、従前のシステムから職員によるデータ追加が可能な「とっとりWEBマップ」にシステムを移行すべく、データ移行を実施している。年度内にデータ移行が完了し、新たに「とっとりWEBマップ」での運用を始めることになる。これを踏まえ、令和7年度以降は保守点検業務委託を行わず、データ追加については職員が実施することとし、大量なデータ追加が必要な時には必要に応じて別途業務委託する（令和7年度は実施せず）。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
おって、早めの運用変更を検討すべきであったと思われる。	
イ 制札板の備品台帳への登録漏れ【指摘】 自然環境保全地域内に設置された制札の修理(修理費275千円)について、備品台帳への登録状況を監査したところ、<u>登録漏れ</u>となっていたことから、正規の手続きに則り登録を行う必要がある。	過去に、制札板（案内看板等）の設置を行う際に、備品登録を失念していたものである。 令和7年1月31日に備品登録済。
4 鳥獣保護管理事業 ニホンジカ、イノシシの計画的捕獲による適切な個体数管理【意見】 国・県の目標としては、ニホンジカ、イノシシとも平成23年度の推計生息数を令和10年度までに半減するとしている。 担当課においては適時、個体数動向の将来予測調査を実施するとともに、捕獲に取り組んでいるところであるが、ニホンジカは、近年は生息数の伸びは鈍化しており、捕獲目標を達成すれば減少に転じると見込まれている。イノシシについては、担当課からは減少に転じており、捕獲目標を達成すれば国・県の目標（平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減）に届くとの説明があったが、捕獲数が捕獲目標を下回っている状況にある。 いずれにしても、ニホンジカについては、<u>国・県の目標（平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減）には届く見込みはなく、イノシシについては、生息数は緩やかに減少している状況にあるが、国・県の目標に届くかどうかは今後の捕獲数次第ではないかと思われる。</u> 人口減少・少子高齢化の影響を最も受ける中山間地域の県民の生活に深刻な影響を与える有害鳥獣被害の減少に向けて、現状を踏まえた捕獲計画の策定・見直しやその即戦力となる狩猟者の養成をはじめとした<u>環境整備などに加速的に取り組まれる必要があると思われる。</u>	ニホンジカ、イノシシの捕獲目標14,000頭／年を掲げて捕獲に取り組んでいるが、捕獲目標数を達成することができていない。 指定管理事業により県がシカの主な生息地である奥山の県境域でニホンジカを捕獲している。また、狩猟免許所持者を増やすための支援、イノシシ、ニホンジカの捕獲者を育成するためのハンター養成スクールを開校し、捕獲者の育成、確保に努めている。 県が実施する指定管理事業によるニホンジカの捕獲数の目標を3,000頭から3,500頭に引き上げるとともに、生息密度、密度増加率が高いが奥山であるため捕獲が進んでいない区域での捕獲を強化するため、奥山で捕獲する従事者の捕獲技能向上を図る高度捕獲技術者の育成研修を行う。
5 鳥獣捕獲者確保環境整備事業 ア 狩猟者養成業務委託契約に係る人件費の明瞭化等【指摘】 令和5年度の狩猟者養成業務については、猟友会に業務委託しており、同業務実施要領において、<u>人件費の上限単価として概ね9,200円／人と規定</u>されている。 しかしながら、<u>実績報告では、指導内容に応じて9,000円～20,000円／人までの幅があり、契約条項との整合性が取れていない。</u> これについて、担当課からは、受託者側が指導内容に応じて実態に合った単価にしているとの説明であったが、<u>合規的に見て不明瞭</u>と言わざるを得る。	事業内容に応じて人件費の額（単価）が変わるが、それを実施要領において細かく定めずに、「概ね9,200円／人」としていたものである。 令和6年度事業から、業務実施要領を業務仕様書に改め、人件費をそれぞれの事業内容ごとに設定し、明確化した。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
得ず、同業務実施要領の規定が陳腐化しているのであれば、指導内容に沿った合理的かつ明瞭な基準を設けるべきと考える。 また、<u>今後の狩猟者の養成において、指導者自体の育成体制の構築も必要であると思われることから、実情に合った基準づくりも喫緊の課題であると思われる。</u>	
イ 狩猟者養成業務委託契約の実績報告の遅延【指摘】 当該契約によると、完了報告は委託業務を完了した日から10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日とあり、また、これを受けての完了検査は、完了報告書を受理してから10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに完了確認を行うことになっている（<u>したがって、少なくとも令和6年3月31日までに完了報告を受理し、同日に完了検査を行う必要がある。</u>）。 しかしながら、完了報告は、令和6年3月29日に経費内訳のみを提出し、その後、令和6年5月8日に委託業務事業実績書を提出していることから、<u>上述の期限までに求められている完了検査が実施できていない。</u>適正な事業実施を確保する上で改善が必要である。	完了報告は提出されるも、証憑資料の提出がないため、何度も提出するよう伝えたが、受託者からの資料が揃ったのが5月となり、検査も5月となったものである。 口頭で厳重注意し、期限内に提出するよう指導した。

第10 生活環境部まちづくり課

監査結果の概要	講じた措置
1 （拡充）地域で進める緑のまちづくり事業（地域緑化活動育成支援補助金交付事業） ア 補助対象経費の合理的かつ妥当性について【意見】 鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の緑のまちづくりを推進するとして、地域の取組を支援している。 A団体は、「人材の育成に係る事業」を事業目的に、例年、補助金交付（補助率10/10、上限100万円）を受け、補助事業として実施している。 当該補助事業は、<u>主に会員のレベルアップを目的として開催されているものと思われ、著名講師を毎回招聘しているが、実績報告書に添付されている「事業報告書」には、その公益上の必要性の記述はなく、何をもって十数名の会員のレベルアップを目的に毎回著名講師を招聘する必要があるか否かが不明であるため、補助金事業を選定する審査においては、その事業の具体的目標や効果なども十分に見極められ、透明性を確保された上で決定すべきと思われる。</u>	地域緑化活動育成支援補助金は、緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材を育成する等、花と緑の地域づくり活動に取り組む団体に対して必要な経費を支援することで、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的としており、令和5年度にはA団体を含む3団体に対して交付を行った。 A団体は、主に緑化を推進する人材の育成を目的として例年補助金の申請を行っているが、講座、ワークショップ等の内容については毎年変更しながらも、講師については、日本におけるナチュラルガーデンの第一人者として豊富な知識や習熟した技術等持っており、また、県内の複数の庭のデザイン・監修を行っており本県の緑化と深い関わりがある等の理由から、平成25年及び令和元年に県内で開催した緑化イベントに招聘した講師が最も適任と

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
また、補助事業において作成された「<u>ウッドヘンジ（木や草などを堆積するサークル）</u>」は、<u>町営公園内に設置され、これに掛かる植栽材料費は同公園指定管理者から購入しているが、一般的には公園の管理は指定管理人が管理すべきであって、その費用は町等が負担すべきものと思われることから、補助金決定の際にはこれらも含め検討される必要があると思われる。</u>	考え、当該講師に例年依頼していた。 また、実施する講座等には、一般を対象としたコースを設けるなど多くの方に参加していただく工夫をしながらも、レベルアップを目的とした講座は、ガーデンマイスターに最新の技術等を伝達し、ガーデンマイスターがさらにその技術を広く一般に普及することを期待して企画していたため、例年一定数は同一の会員が参加していた。 なお、令和5年度の事業では二酸化炭素の排出や環境負荷の軽減について考える目的でウッドヘンジを作成しているが、樹木伐採等の事前準備が必要であり、また、作成後も循環の様子を見て学ぶことができるよう、同じ場所に設置しておくことが適しており、作成及び設置が可能な場所が限られている等の理由から、町営の公園において作成して、そのまま同公園に設置したものである。 これまでも、補助対象事業の選定に当たっては事業企画の公募を行い、公共性、公益性、事業計画の妥当性等を評価するとともに、補助金交付要綱の規定に適合しているか等を審査しているところであるが、今後は、審査会において具体的目標や効果等をより客観的に評価できるように、事業の実施が県民全体へ及ぼすメリット（公共性・公益性）について企画書等に明記するよう求めることとした。 また、A団体に対しては、令和7年度に企画書の提出をする場合には、より県民全体に事業効果が波及するような内容となるよう、講師、参加者等について検討するよう助言を行った。
イ 実績報告書に対する的確な審査等について【意見】 実績報告書の積算内訳には、講師（個人）への講師料、交通費、及び<u>宿泊費2泊</u>としての金額が記載されている。 しかしながら、今回のように<u>事業の実施日程が1日である場合には、2泊の宿泊費が妥当であるかどうかの事由補完を行うべきと考えるが、その支払いの証として、講師の関係先への振込明細書（合計額）が添付されているのみある。</u>	A団体に確認をしたところ、この度の講座の開催にあたり、出発地（県外）から用務地までの講師の移動にかかる所要時間は約8時間であった。このため、講座の開始時間までに用務地に到着するために前泊を、また、講座の終了後に用務地を出発した場合、到着は日付を跨いでしまうため後泊を行ったものであり、2泊の宿泊費は妥当なものであったが、補助金の交付決定及び実績の確認において、当該妥当

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
については、県補助金等交付規則によれば、「実績報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が交付決定内容等に従って遂行されていると認められたときには、交付すべき補助金等の額を確定する」とあることから、的確な審査を行うべきである。	性の事由補完を行うための書類の提出は求めていなかった。 令和5年度分については、A団体に対して聞取りを行い、移動に必要な時間を鑑みて2泊したことの妥当性を確認した。 令和6年度もA団体に対し交付決定を行っているが、講師の移動に係る所要時間等は令和5年度と同様であるため、実績報告書の提出の際には宿泊数の妥当性を説明する資料の提出を受けたところであり、今後も、補助金交付団体には実績報告書への必要な書類添付を求め、的確な審査を行っていくこととしている。 また、補助金交付団体による税務処理についても、適切な助言等を行っていく。

第11 生活環境部住宅政策課

監査結果の概要	講じた措置
1 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 登録事業者の情報公開について【意見】 県は、健康省エネ住宅を広めるため、助成や普及活動を行っている。 とっとり健康省エネ住宅の新築「NE-ST」及び改修「Re NE-ST」の認定においては、県に登録された事業者による設計・施工が要件となる。事業者は、とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱に基づき、技術研修を受講し、考査を受け合格した場合にのみ登録ができる。 県は登録事業者についてホームページで「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」として公開している。 しかしながら、公開されている情報は、事業者の名称、所在地、連絡先、登録技術者数のみであり、事業者のホームページのリンクはない。 新築「NE-ST」及び改修「Re NE-ST」に興味を持った施主が、事業者を探す場合に、当該県の登録事業者一覧は有効活用できると考えられるが、事業者のホームページのリンクがないため、施工事例等を調べる場合は、名称などからインターネット検索をしなければならない。 したがって、<u>県のホームページである「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」において、事業者のホームページのリンクも掲載することが望ましい。</u>	監査意見のとおり、登録事業者のホームページリンクがあることで県民も事業者が探しやすくなることから、リンク設定を検討中である。 令和7年度は事業者登録から5年となる更新期であるため、更新時にホームページリンクを登録してもらうよう申請書を作成中。 令和7年4月に登録事業者へ新しい更新申請書を案内し、更新時にホームページリンクを設定する。なお、更新期が到来しない場合であっても更新を可能とすることで希望する全登録事業者のホームページリンクを掲載する予定。

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
ただし、ホームページを用意していない事業者や、リンクを掲載したくない事業者もいる可能性があるため、各事業者にアンケートを行い、掲載を許可する事業者のみ公開することが望ましい。	
2 とっとり住まいる支援事業 三世代同居等世帯への補助金の加算要件について【意見】 交付要綱によると、三世代同居等世帯に該当する場合は、定額10万円の補助金が加算される。各定義は、以下のとおりである。 ＜とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱 第3条＞ (13) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯（申請日時点で三世代が同居（アの場合は近居を含む。）している場合を除く。）をいう。 ア 直系尊属の世帯と新たに近居する子育て世帯等 イ 直系尊属の世帯と新たに同居する子育て世帯等 ウ 直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯 については、申請日時点で、直系尊属と同居している場合や、直系尊属と近居していて、新たに別の住宅を建築し近居する場合は、当該加算要件を満たさないことになる。 しかし、加算要件の主旨は、新たに建築する住宅が、直系尊属・直系卑属と同居・近居であれば、子育てや、介護等の必要が生じた際に、三世代で互いに協力しやすい環境にすることに対して、県が補助をするものである。 したがって、<u>将来において協力しやすい環境であることが重要であり、申請日時点で三世代が同居・近居しているかは関係がないと考えられることから、当該加算要件を見直すことが望ましい。</u>	とっとり住まいる支援事業の「三世代同居等」に対する加算は、離れて暮らしている家族が、親の介護など将来的に家族間の支え合いを検討するきっかけとなるよう制度を拡充したもの。申請時点で既に同居・近居されている場合はその目的が達成されている状態にあるため、支援の対象外としている。 補助制度の見直しについては、関係団体等と意見交換を行い、引き続き検討する。

第12 商工労働部雇用・働き方政策課

監査結果の概要	講じた措置
1 「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業 ア 県内企業に係る情報誌「とりスターvol.3」の発行について【意見】 若者の県内就職の促進について各種事業に取り組んでいる。 「鳥取で働く！」をコンセプトに、高校・大学生及び関係先向け情報誌についての構成は、16頁もの冊子（表紙1、鳥取県内の就職情報4頁、企業紹介8頁（8社）、サポート窓口紹介2頁、裏	本事業では、データ送信が可能な送付先については順次データ送信に切替えを進め、生徒や保護者等、直接データ送信できないターゲットを中心に、確実に情報を手元に届けるためプッシュ型で冊子の送付を行っていた。 令和6年度からは、県内業界情勢及び企業情報を中心とした内容に変更するとともに、改めて有効性と経済性の両面から検討を行い、データ送信可能

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
面1頁の構成)であり、県担当課としては、学生をはじめ保護者などに広く情報提供して有効だったとしているが、<u>対象が高校生から大学生と幅が広く各層に対しての情報は少なすぎ、配布先も広範囲に配っているものの効果は低いように思われる。</u> また、<u>各方面に送付されているが、データ送信すれば足りるところもあり、インターネット社会の昨今の情勢に合っていないように思える。</u> なお、冊子送付からデータ送信などに切り替えられたこともあって、冊子作成数については、令和3年度5万部から、令和4年度は4万部、令和5年度は3万部(決算額3,036千円)と徐々に減少している。 近年、<u>県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、従来型の紙ベースの情報提供については、その有効性(経済的)について十分に見極めを行い無駄のない財務執行を促進されるべきと思われる。</u>	な配布先についてはデータ送信に切り替えている。
イ 就活専門機関との連携による情報発信【意見】 就職専門業者が開設するポータルサイトに鳥取県特設サイトを設置し、「鳥取県で暮らす働く」をテーマに魅力発信をするものとして6,996千円を支払っている。 <u>平成29年度から令和5年度まで継続して実施し、令和5年度をもって廃止となっているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、本来であれば、適切に効果測定を行い、早めの判断が可能だったのではないかとと思われる。</u> また、「県内企業で働く3名の先輩の体験談をもとに県内就職の魅力を発信」する構成になっているが、企業名も紹介されることから、企業協賛での企画もあり得たのではないかとと思われる。	県内外の学生の県内定着を促進するため、全国的に知名度の高い就職専門業者のポータルサイトを活用して県内企業の情報発信を行ってきたが、県においても公式アプリや就活ポータルサイト等、インターネットを活用した情報発信の拡充を図り、一定の広がりが確保できたと認識している(令和5年度で事業を終了)。
ウ とっとりインターシップの参加促進【意見】 商工団体への業務委託(決算額37,356千円)により、実施している。 前述のとおり、KPI(R6年度目標)として、①大学生の県内企業インターンシップ参加者数目標を500人(策定時H30年度426人)、②県外学生の県内企業へのインターンシップ参加者数目標200人(策定時H30年度163人)を掲げている。 参加者については、コロナ禍までは順調に伸びたものの、コロナ禍後に戻らない(R5年度実績:参加学生数326人、うち県外学生154人)、ま	労働現場の人手不足や少子化の影響で新卒者の採用はここ数年、学生優位の「売り手市場」が続いており、企業間で人材確保へとつながるインターンシップへの学生獲得競争が厳しくなっており、参加学生数が伸び悩んだものである。 産学官が若者の意見を取り入れた施策を連携して実践する「とっとり若者Uターン・定住戦略本部会議」等での議論を踏まえ、学生の利用率が高いSNSや県内出身学生のネットワークな

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
た、学生からの登録に対して、受入企業とのマッチングのレスポンスを短縮するなど対応手順の改善にも努めているとの説明はあったが、<u>多額の公費をかけた取組が功を奏するよう、関係機関と十分な情報共有を図り、取組を加速される必要がある。</u>	どの多様な媒体を活用し、学生目線での発信を強化するとともに、学生に地域や先輩社会人とのつながりを創出する交流機会や低学年から参加しやすいプログラム等の提供強化を進め、学生のインターンシップ参加意欲の喚起を図っている。
エ 中小企業の情報発信支援事業補助金の効果測定等【意見】 県内に本社を有する中小企業に対し、求人情報の発信に必要な経費の一部を助成（補助率1／3、補助限度額300千円、各年1回で最大3回まで）している。 これについては、新卒採用を中心に中途採用も含めた求人情報を発信するため、平成23年度から継続されていたが、「とっとり就活ナビ」等で情報発信を進められたこともあり、令和5年度をもって廃止されているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから見れば、<u>適切に効果測定を行われ、早めの廃止判断もあり得たのではと思われる。</u> また、同補助金交付要綱第3条3項には、<u>県内事業者への発注への努力義務が課されているものの、県外事業者への発注理由として、単に「県外業者がコスト安い」、「県外へ発注予定」等と記載されているものが散見される。</u> <u>県内経済の発展のため、事業者の受注機会の増大を図るという鳥取県産業振興条例の趣旨をしっかりと補助金申請者に理解していただいた活用が望ましいと思われる。</u> また、人口最少・経済最小の当県において、限りあるリソースを最大限に引き出していくためには、事業者の受注機会の増大を図り、好循環の創出に期待できる同条例に基づく取組の推進が必要と思われる。	県内外の求職者の県内就職を促進するため、中小企業の求人情報の発信に係る補助事業を行ってきたが、県においても公式アプリや就活ポータルサイト等、インターネットを活用した情報発信の拡充を図り、一定の広がりが確保できたことから、令和5年度で事業終了した。 なお、当該補助金は、域外からの人材確保を目指して、都市部における広報・情報発信を企図する場合、限定的に県外発注を認めていた。 なお、事業執行に当たっては、鳥取県産業振興条例の趣旨に基づいて、取組を推進している（本事業は令和5年度で終了）。
オ 採用試験を受験する学生の交通費支援の周知強化【意見】 県では県内の中小事業者が県内で実施する採用試験を受験する県外学生等に対して交通費を負担する場合は、その一部を助成するとして<u>令和5年度には2,000千円の予算が確保されているが、当該補助金を活用したものは3社78千円に留まっている。</u> ついで、<u>県外学生の県内企業への就職は、県の移住定住施策の柱の一つでもあることから、制度の周知広報はもとより、活用されない実情等もリサーチの上、対応を考えられるべきと思われる。</u>	補助制度の周知が十分でなかったため、県内中小企業による活用が進まなかったものである。 本事業の活用を促すため、制度の充実等について県内中小企業へ聴取りを行ったところ、採用試験において遠隔地の受験者へはオンライン面接実施等一定の配慮を行っており、交通費支援の拡充を望む声はなかったが、支援対象者を学生に限定せず、転職希望者を含む求職者に拡大することを望む声があったため、令和7年度事業では、支

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査結果の概要	講じた措置
る。 例えば、補助要件にある「県内で実施する」については、なぜ、県内で実施される採用試験に限定されるのか。実態として県内企業が県外に打って出て採用試験を行っているのであれば、それも対象に含めるべきか否かなどの<u>現状把握も必要</u>と思われる。 ※ 鳥取県の人口対策において、学生への県内就職の推進は、人口動態変化要因の一つである「社会減」の食い止めに直結する「いわば人口の防衛ライン」のように思われる。 鳥取県では、本事業に係るK P I 目標値（①大学生の県内企業インターンシップ参加者数500人、②県内学生の県内企業へのインターンシップ参加者数200人、③県内大学等卒業者の県内就職率44.3%）を設定しているが、<u>当該事業における「PDCAサイクルによる検証」などは行われておらず、単なる目標に留まっている。</u> また、<u>県ではインターネットを活用した鳥取県ポータルサイト（「とりふる」、「とっとり就活ナビ」）で各層への情報提供が行われているものの、並行して従来型の紙ベースでの情報提供が行われている。</u> <u>事務処理に当たっては、「最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」との基本的な考えのもと、その実践においては「PDCAサイクル」などを活用して、その有効性ととも経済性をも判断されるべきものと思われる。</u> また、デジタル先進県として注目される鳥取県においては、就職支援の各取組においてもデジタル化への加速が期待されているものと思われる。	援対象を「県外学生等に対する交通費」から「県外からの求職者に対する交通費」へと拡充し、企業がより活用しやすい制度に変更するとともに、経済団体への広報依頼等により企業への制度周知を図っている。